

事業報告書

女性に対する暴力をなくす運動期間イベント

【女性のための総合相談 in ているる】

期間	令和2年11月21日(土) 13:30~15:30
会場	沖縄県男女共同参画センター「ているる」エントランスホール
目的	国は、毎年11月12~25日(25日は女性に対する暴力撤廃国際日)を「女性に対する暴力をなくす運動」期間としている。 そこで、夫・パートナーからの暴力の被害を受けている人たちや身近な困りごとをなかなか相談できない人たちを孤立させず、「相談」は、気軽にでき、誰にでも開かれているということの周知を図ることを目的に、沖縄県男女共同参画センター「ているる」で、様々な相談を受ける「総合相談」を実施する。
会場	沖縄県男女共同参画センター「ているる」 1階：ホール、ふれあいサロン、ているる団体室、応接室2、相談室1、2
対象	相談のある女性
相談 対応者	鎌田 晋(かまたしん)氏(弁護士 真喜屋法律事務所) 上原 智子(うえはらともこ)氏(弁護士 沖縄合同法律事務所) 長崎 文江(ながさきふみえ)氏(みえばしクリニック院長) 中村 敦(なかむらあつし)氏(司法書士 中村敦司法書士事務所) 宮城 美那子(みやぎみなこ)氏(コザ児童相談所相談班長)
定員	・離婚、DV、国際結婚・離婚等に関する法律相談 8名(1人30分) ・こころの相談 4名(1人30分) ・子育て・児童問題等に関する相談 4名(1人30分) ・相続や借金に関する相談 4名(1人30分)
相談件数	計 15名 内訳： ・離婚、DV、国際結婚・離婚等に関する法律相談：7名 ・こころの相談：4名 ・子育て・児童問題等に関する相談：2名 ・相続や借金に関する相談 2名
主催	沖縄県・公益財団法人おきなわ女性財団